

趣旨

人命尊重の理念の下、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全県民運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

運動重点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

運転は
ゆとりとマナーの
二刀流

(令和5年使用交通安全年間スローガン最優秀作)



令和4年県内交通事故発生状況

高齢者の
交通事故死者数15人
(全死者数の48.4%)

2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車に
乗るなら必ず
ヘルメット

(令和5年使用交通安全年間スローガン最優秀作)



令和4年県内交通事故発生状況

自転車による
交通事故死者数4人
(全死者数の12.9%)

3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

反射材
「ここにいるよ！」の
メッセージ

(令和5年使用交通安全年間スローガン優秀作)



令和4年県内交通事故発生状況

夜間の
交通事故死者数15人
(全死者数の48.4%)

4 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

守りたい
チャイルドシートで
未来の希望

(令和5年使用交通安全年間スローガン佳作)



令和4年県内交通事故発生状況

シートベルト非着用の
交通事故死者数5人
(自動車乗車中死者数の45.5%)

5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

「なにで来た？」
乾杯前の
合言葉

(令和5年使用交通安全年間スローガン優秀作)



令和4年県内交通事故発生状況

飲酒運転をともなう
交通事故死者数2人
(全死者数の6.5%)

推進機関・団体

青森県交通対策協議会及びその関係機関・団体
市町村交通安全対策協議会等及びその関係機関・団体
その他の機関・団体

推進方策

推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進項目に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、県民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

1 期間を定めて実施する運動

- 新入学期の交通事故防止運動
令和5年4月7日（金）から4月13日（木）までの7日間
- 春の全国交通安全運動
令和5年5月11日（木）から5月20日（土）までの10日間
- 夏の交通安全県民運動
令和5年7月21日（金）から7月31日（月）までの11日間
- 敬老の日に「反射材」を贈ろうキャンペーン2023
令和5年9月1日（金）から9月30日（土）までの1か月間
- 秋の全国交通安全運動
令和5年9月21日（木）から9月30日（土）までの10日間
- いきいきシルバー交通安全強調月間
令和5年11月1日（水）から11月30日（木）までの1か月間
- 冬の交通安全県民運動
令和5年12月11日（月）から12月20日（水）までの10日間



2 年間を通じ随時実施する運動

- シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

3 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日 毎月1日
- 高齢者交通安全の日 毎月15日
- 交通事故死ゼロを目指す日 令和5年5月20日（土）、9月30日（土）

運動重点に関する主な推進項目

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

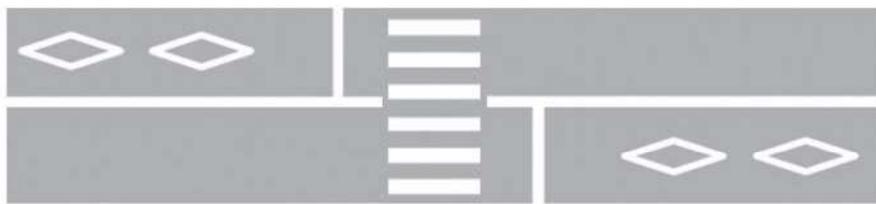
1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
 - イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
 - ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
 - エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- (2) 歩行者の安全の確保
 - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
 - ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進
 - エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上
 - ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
 - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
 - ウ 運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - エ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です！



《↑↑ひし形マークの先には、横断歩道が、自転車横断帯があります↑↑》

- ・横断歩道が見えたら、近くに歩行者がいないか十分確認しましょう。
- ・横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速しましょう。
- ・横断歩道を横断している、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は、その手前で停止しましょう。

- オ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用促進
- (2) 高齢運転者の交通事故防止
 - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
 - ウ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
 - エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底
- (3) 二輪車運転者等に対する広報啓発
 - ア 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

2 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知
 - ア 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行（令和5年4月1日予定）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえた、ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
 - ア 原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
 - ウ イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し等の片手運転時の危険性の周知と指導の徹底
 - エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進
- (3) 自転車利用者等の安全確保
 - ア 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
 - イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進
 - ウ 積雪や凍結した道路における自転車利用自粛の呼びかけ
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進



自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

4 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

5 飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

- (1) 飲酒運転の根絶
 - ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成
 - イ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- (2) 妨害運転等の防止
 - ア 妨害運転等の悪質性・危険な運転についての広報啓発の推進
 - イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

「あおり運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です！

他車の進行を妨害する目的で次のような行為をすると、違反です！

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- ・ 必要以上に車間距離を詰める行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為

あおり行為を受けたら・・・

- ・ 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- ・ 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避（警察署、交番等）
- ・ 不安を感じたら110番通報する

その他の推進項目

1 交通ルールの遵守・マナーアップの推進

- (1) 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- (2) 横断歩道における歩行者優先の徹底とこども、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運転を促進する。
- (3) 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- (4) 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- (5) 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。



2 暴走行為の追放

- (1) 暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実
 - ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
 - イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- (3) 車両の不正改造の防止等
 - ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」旨の指導を徹底する。

「県民交通安全の日」実施事項

毎月1日を県民交通安全の日として、県民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	■ 各種広報活動により交通安全意識の向上を図るよう率先して啓発活動を推進する。
関係機関・団体	■ 広報活動、街頭指導、交通安全教室の開催等により、広範な交通安全活動を展開する。 ■ 会員事業所の朝礼等で交通安全意識を啓発し、安全運転管理を徹底する。

「高齢者交通安全の日」実施事項

毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	■ 反射材用品等の積極的な着用等の広報を幅広く実施する。 ■ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について幅広く広報するとともに、運転免許証の自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。
関係機関・団体	■ 緊密な連絡と協力の下に、街頭において高齢者に対する交通ルールと交通マナーを指導するとともに、反射材用品等の着用と明るく目立つ色の衣服の着用を啓発する。 ■ 高齢運転者に安全指導を行うとともに、運転免許証自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。 ■ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車、高齢の自転車利用者及び歩行者に対する思いやり運転を実践し、高齢者の安全を図る。